

○ 柏市制限付き一般競争入札参加条件設定基準

制定 平成 18 年 3 月 30 日

施行 平成 18 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、本市が発注する建設工事及び修繕工事（以下「工事等」という。）の案件について、柏市契約事務取扱要領（平成 5 年 9 月 1 日制定）第 2 条の規定により制限付き一般競争入札により執行する際の入札参加条件の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合評定値の設定)

第 2 条 入札参加条件のうち総合評定値（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値であって、制限付き一般競争入札の案件の公告の日において本市に登録されているものをいう。）の基準は、別表に定めるところによる。

2 最新の経営事項審査の審査基準日は、契約の締結の日前 1 年 7 か月以内でなければならない。

(総合評定値以外の入札参加条件の設定)

第 3 条 前条の総合評定値のほか、次に掲げる事項について公告の日から開札の日まで、すべてを満たすことを入札参加条件とする。

(1) 登録状況

ア 発注する業種について、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又はこの公告の日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこ

と。

オ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

カ 工事成績が、次に掲げるものに該当しないこと。なお、特定建設工事共同企業体を受けた工事成績は、各構成員が受けたものとみなす。

(ア) 開札の時以前3か月以内に通知を受けた工事成績で60点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については、65点未満）のもの

(イ) 開札の時以前2か月以内に通知を受けた工事成績で60点以上65点未満のもの

キ 事業協同組合等が入札に参加をする場合、その構成員ではないこと。

(2) 所在

本店が柏市内にあること。

(3) 許可

発注する業種について、建設業法第3条の特定建設業又は一般建設業（下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上であると見込まれる工事等の場合は、特定建設業）の許可を受けていること。

(4) 実績

次表に定める要件に該当する案件を施工した実績があること。

発注機関	官公庁等又は民間（設計金額が5,000万円以上の工事等又は国の補助金の交付を受ける工事等にあつては、官公庁等） 注：「官公庁等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これらに類する法人をいう。
発注年度	10年前の年度（発注する案件が少ない工事等にあつては、15年前までの年度）以後に発注
発注金額	ア 設計金額が5,000万円以上の工事等 1,000万円以上 イ 設計金額が1,000万円以上5,000万円未満の工事等 500万円以上

	ウ 設計金額が260万円以上1,000万円未満の 工事等 130万円以上 エ 設計金額が260万円未満の工事等 当該設計金額の2分の1の金額(10万円未満は 切上げ)以上
発注工種	発注する業種(5,000万円以上の工事等又は難 度の高い工事等にあつては、具体的な工法)の工事 (平成16年度以降に本市が発注した案件であつて、 当該工事成績が65点未満のものを除く。)
元請・下 請の別	元請又は下請(設計金額が5,000万円以上の工 事等又は国の補助金の交付を受ける工事等にあつて は、元請)
件数	1件(設計金額が2億円以上の工事等又は難度の高 い工事等にあつては、2件)

(5) 技術者

発注する業種について、建設業法第26条第2項の監理技術者又は同条第1項の主任技術者を配置すること。

ただし、契約金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)となる場合は、建設業法第27条の18第1項の監理技術者資格者証の交付を受けた者又は同法第26条第1項の主任技術者(下請代金の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者)を専任で配置すること。

なお、当該配置する技術者は、入札書の提出があつた日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合の特例)

第3条の2 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者で前々年度から開札の日時までの間に柏市長が通知した工事成績で65点を下回るものがある者にあつては、その者の入札参加資格はないものとする。なお、特定建設工事共同企業体が受けた工事成績は、各構成員が受けたものとみなす。

2 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者のうち、柏市契約事務取扱要領第13条の5の規定による低入札価格調査において失格となる基準額(以下「低入札価格調査失格基準額」という。)を下回る金額で入札したものにあつては、失格とする。

ただし、市長が失格とする必要がないと認める案件については適用しない。

(低入札価格調査基準額を下回る金額で落札した場合の特例措置)

第4条 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者（ただし、低入札価格調査失格基準額を下回る金額で入札した者を除く。以下同じ。）と契約を締結する場合における柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第145条第1項の規定により納付させる契約保証金の金額は、契約金額の100分の20以上の額とする。

2 前項の規定により契約金額の100分の20以上の額を納付させた場合における地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項後段に規定する違約金の金額は、契約金額の100分の20に相当する額とする。

3 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者と契約を締結する場合における柏市財務規則第79条第2項の規定によりすることができる前金払の金額は、契約金額の100分の20に相当する額（1億円を限度とし、10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

4 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者の当該下回る金額で入札した案件に係る柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）の適用にあつては、同要領別表第2号の過失による粗雑工事による指名停止の措置期間は最低3か月と、同別表第22号のその他不正又は不誠実な行為で契約締結の辞退による指名停止の措置期間は最低2か月とする。

(入札参加条件設定の例外)

第5条 前各条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該規定の趣旨に配慮しながら、入札参加条件を設定するものとする。

(1) 柏市競争入札参加業者審査選定規程（平成元年訓令第1号）

第5条第2項の規定により柏市入札参加条件設定等委員会において制限付き一般競争入札に係る制限を設定する場合

(2) 柏市特定建設工事共同企業体取扱基準（平成5年9月1日制定）第3条に規定する特定建設工事共同企業体に発注する入札参加条件を設定する場合（前号に該当する場合を除く。）

(3) 前各号のほか、次に掲げる工事等に該当する場合

- ア 大規模工事等で難度の高い工事等
- イ 災害その他の理由により緊急を要する工事等
- ウ 特殊な機械又は技術を必要とする工事等
- エ 手持ち工事が多く配置する技術者が存在しない等により入札参加業者が少ないと見込まれる工事等
- オ 競争性の確保が担保できないおそれがある場合その他の特に変更する必要があると市長が認める工事等
(制限付き一般競争見積り合わせへの準用)

第6条 前各条の規定は，工事等の制限付き一般競争見積り合わせにより執行する際の見積り合わせ参加条件の設定において準用する。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この基準は，平成18年3月30日から施行する。

附 則

この基準は，平成18年6月14日から施行する。

附 則

この基準は，平成18年9月5日から施行する。

附 則

この基準は，平成18年10月2日から施行する。

附 則

この基準は，平成19年1月10日から施行する。

附 則

この基準は，平成19年4月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の3の規定は、平成21年10月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成22年11月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の3の規定は、平成23年1月1日以後に公告

される入札について適用し，同日前に公告された入札については，
なお，従前の例による。

附 則

この基準は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 27 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 29 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は，令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は，令和 4 年 12 月 7 日以後に公告される入札について適用し，同日前に公告された入札については，なお，従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は，令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は，令和 7 年 2 月 1 日以後に公告される入札について適用し，同日前に公告された入札については，なお，従前の例による。

別表（第2条）

総合評定値の設定基準

業種	設計金額 各種要件	1,000万円以上5,000万円未満		5,000万円以上	
	130万円超 1,000万 円未満	3,000万円未満で 国の補助金の交付を受けな いもの	左記以外 のもの	一般建設 業の案件	特定建設 業の案件
<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 ・建築一式工事 ・とび・土工・コン クリート工事 ・管工事 ・ほ装工事 ・水道施設工事 	450点以上 800点未満	600点以上又は 450点以上600点未 満のうち、一定の基準を満 たすもの※	600点以上	700点 以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気工事 ・造園工事 ・塗装工事 ・防水工事 	450点以上				
・上記以外の工事	700点以上				

※公告の日前1年以内に80点以上又は6か月以内に75点以上80点未満の工事成績（柏市長と契約を締結した工事等の工事検査通知書の評定点をいう。以下同じ。）の通知を受けているもの（同各期間に、65点未満の通知を受けたものを除く。）